

山梨県パートナーシップ宣誓制度

宣誓の手引き

(令和5年11月発行)



山梨県

目次

1	山梨県パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓することができる方の要件	2
3	手続きの流れ	3
	(1) 事前調整	
	(2) 宣誓書の記入・提出	
	(3) 書類確認	
	(4) 本人確認	
	(5) 宣誓書受領証等の交付	
4	宣誓後について一届出等が必要な場合	8
	(1) 宣誓書受領証の再交付	
	(2) 宣誓事項の変更	
	(3) 宣誓書受領証の返還	
	(4) 宣誓が無効となる場合	
5	Q & A	10
6	参考 山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱	15

多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現へ

山梨県は、「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例」に基づき、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けた取り組みを進めています。その一環として、令和5年11月から「山梨県パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

この制度の周知・運用を通じて、多様な性のあり方への県民理解の浸透を図り、性的マイノリティの方々がパートナーとともに安心して暮らせる生活基盤を構築していきます。

1 山梨県パートナーシップ宣誓制度とは

「山梨県パートナーシップ宣誓制度」は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が制度の利用を希望する場合に、お互いが人生のパートナーであることを県へ宣誓し、県は宣誓書受領証を交付して、宣誓があったことを証明する制度です。

この制度は、法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方の生活上の困難を少しでも取り除くことを目指し、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことができるよう、山梨県として応援するものです。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、共同生活を行うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係のことです。

性的マイノリティとは

「性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時の性と異なる者」である人たちのことを言います。

2 宣誓できる方の要件

パートナーシップ関係にある旨の宣誓をすることができる方は、次の要件のすべてを満たす必要があります。

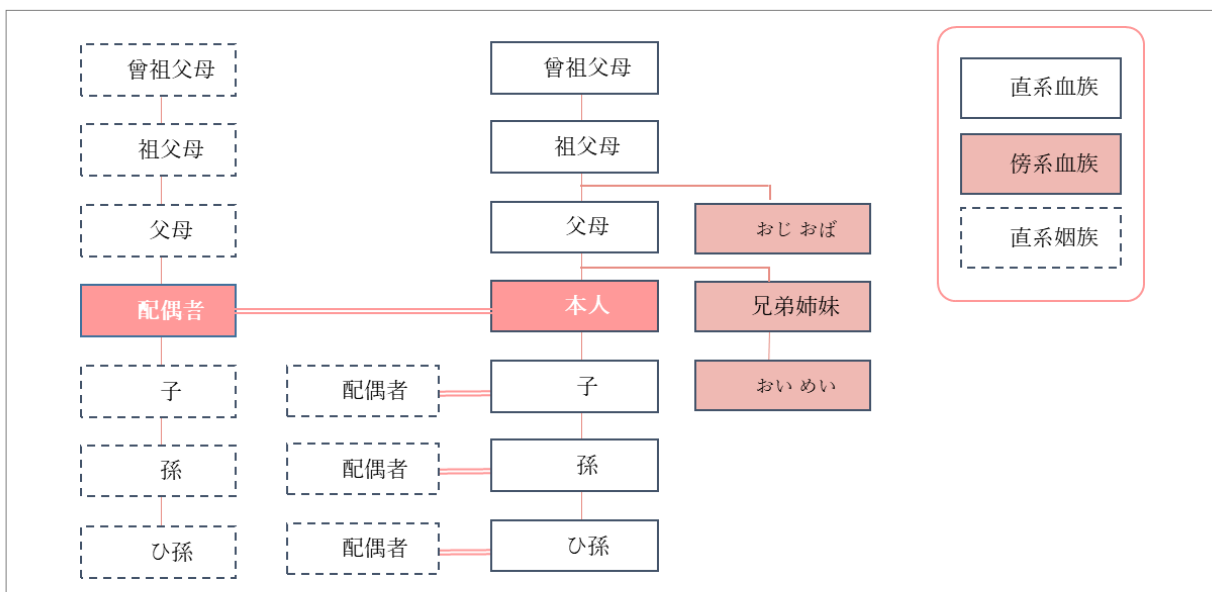
- ① 双方がともに成年（満18歳）に達していること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が山梨県内に住所を有すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が3ヶ月以内に山梨県内への転入を予定していること。
- ③ 双方がともに配偶者（婚姻をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）がなく、宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと。

※同性婚が法制化されている国で同性婚をされているカップルや、外国で法制化されたパートナーシップ制度を利用されているカップルも、山梨県パートナーシップ宣誓制度に宣誓することができます。

- ④ 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと。

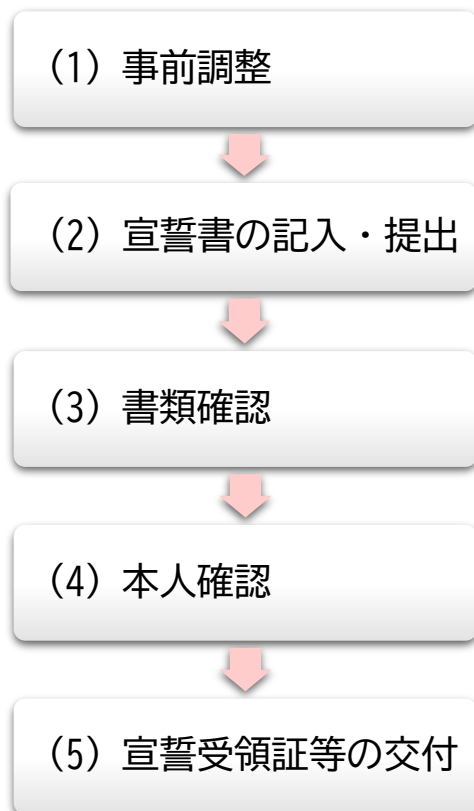
※パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は、宣誓することができます。

《参考》民法が規定する婚姻できない親族関係
(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲)



3 手続きの流れ

(交付までの大まかな流れ)



(1) 事前調整

- 原則として、宣誓書受領証の交付を受けることを希望する日の 2 週間前までに電子申請または電話により県へご連絡をお願いします。県から宣誓書の記入方法、必要書類の内容、受付後の流れなどをご案内します。
- また、希望日の 3 か月前から事前連絡を受け付けます。ただし、希望の日時に添えない場合がありますのでご了承ください。

連絡先：山梨県 男女共同参画・外国人活躍推進課

■ 電子申請

○以下で、随時受付します。

県HP「やまなしくらしねっと」からアクセス又は「山梨県
パートナーシップ宣誓制度」で検索



http://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9470

■電話 055-223-1358

○開庁日の9時から17時まで

○開庁日：祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
月曜日から金曜日

○担当者が不在の場合は、折り返しの対応となります。

（2）宣誓書の記入・提出

○宣誓書様式の入手先

- 宣誓者は、以下のホームページから宣誓書などの様式をダウンロードし、**A4判の用紙（無色、裏面に印字のないもの）に両面印刷**で印刷した上、ご自身で記入の上、**必要書類とともに郵送**により県へご提出ください。

（希望により、持参して提出することも可能です。）

※県のホームページからダウンロードできない場合は、宣誓様式を電子メールにより送付しますので、事前調整の際に申し出てください。

※プリンターをお持ちでない場合は、宣誓様式を郵送しますので、事前調整の際に申し出てください。

山梨県パートナーシップ宣誓制度のご案内のページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/psseidodounyu.html>

○提出書類

① 「パートナーシップ宣誓書」（様式第1号）（表面）
<ul style="list-style-type: none">● 2人がそれぞれご自身で記入してください。● ご自身で記入が難しい場合は、代筆者が署名の上、記入してください。
② 「パートナーシップ宣誓に関する確認書」（様式第1号）（裏面）
<ul style="list-style-type: none">● 2人がそれぞれご自身で記入してください。● ご自身で記入が難しい場合は、代筆者が記入してください。
③ お二人の住民票の写し
<ul style="list-style-type: none">● 3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。● 2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたものの1通で構いません。

- 住民票の写しには、本籍地、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- 住民票の写しに代えて、以下の提出も認めます。
「住民票記載事項証明書」氏名、生年月日及び住所が記載されたもの
「戸籍の附票の写し」

④ 独身証明書又は戸籍抄本

- 3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。
- 独身証明書は、本籍地の市町村が発行します。
- 外国籍の方は、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に日本語の翻訳を添えて提出してください。

○宣誓書類の提出先

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県 男女共同参画・外国人活躍推進課
パートナーシップ宣誓制度 担当

(3) 書類確認

- 県は、書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電話または電子メールにより宣誓者へご連絡します。

(4) 本人確認

○本人確認の方法

- Web 会議システム等を用いて、原則オンラインにより本人確認を行います。
- 使用する会議システムは事前調整においてご相談します。特に希望がない限り zoom を使用します。（宣誓者側はブラウザを使用して参加できますので、通常はアプリ等のインストールは必要ありません。）
- スマートフォン又はパソコン（マイク、スピーカー及びカメラを備えたもの）が必要です。
- ご希望により、対面で実施することも可能です。

○本人確認に必要なもの

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかを準備してください。
- ② ①がない場合は、官公署が発行した免許証*など（宣誓者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1枚の提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要です。）でも可能です。
- ③ 通称名を使用する場合は、次項を参照してください。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付き） <input type="checkbox"/> 官公署が発行した身分証明証（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真なし） <input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳

※ 官公署が発行した免許証などの例

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇（ひ）護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書

○通称名の使用を希望する場合の確認書類

通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、通称名が宛先になっている複数の郵便物等）の提示が必要です。

（5）宣誓書受領証の交付

- 県は、要件を満たしていると認める場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び県の収受印を押した「宣誓書」の写しを宣誓者に交付（郵送）します（宣誓した1組に対し、それぞれ2部ずつ交付します。）。
- ご希望により、対面で交付することも可能です。


(パートナーシップ宣誓書受領証)

※折り畳み式カードです

(内側)

<p>第 号</p> <h2>山梨県パートナーシップ宣誓書受領証</h2> <p>山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。</p> <p>宣誓者(本人) _____ 宣誓者(パートナー) _____</p> <p>_____ 様 _____ 様</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山梨県知事 長崎 幸太郎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公印</div>	<p>このカードは、人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓されたことを山梨県として証するものです。</p> <p>受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この制度を利用する方の性の在り方(性的指向・ジェンダーアイデンティティ)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはできません。</p> <p>【特記事項】 氏名(いずれか又は双方が通称を使用している場合の戸籍等の記載氏名) (本人) _____ (パートナー) _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>【発行】 山梨県男女共同参画・外国人活躍推進課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 電話 (055) 223-1358 FAX 47ドレ: danjo_gaikoku@pref.yamanashi.lg.jp</p></div>
--	---

(外側)

<p>・急病や怪我等で万が一の場合、以下の者へ連絡してください。</p> <p>(パートナー氏名) _____</p> <p>(連絡先) _____</p> <p>・平常時及び緊急時において、1. 以下の者の面会を受けること、2. 以下の者に対して症状説明をすること、3. 手術や必要な治療方針の同意を以下の者から取得することに同意します。</p> <p>(パートナー氏名) _____</p> <p>(本人自署欄) _____</p>	
--	---

4 宣誓後について — 届出等が必要な場合

- ・ 宣誓後、利用可能な行政サービス情報の提供、生活上の困りごとの把握、変更届等手続に関する御案内などのため、県からメール又は電話で年1回程度連絡します。
- ・ 変更・再交付等の手続が必要なおときには、県へ事前に御連絡ください。宣誓時と同様に、必要書類の案内や日時等の調整をします。
- ・ いずれも、本人であることを確認できる書類が必要です。
- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領証」を再交付した場合には、古いものを返還いただきます。

(1) 宣誓書受領証の再交付

- 紛失や毀損などの事情により宣誓書受領証の再交付を希望する場合は、申請が必要です。
- 「山梨県パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」(様式第4号)により申請してください。
- 紛失等で返還できない場合を除き、上記再交付申請書に宣誓書受領証を添付して返還してください。
- 紛失等で返還できなかった場合は、発見後速やかに県にご連絡の上、指示に従って返還してください。
- この申請は郵送で行うことができます。県は、書類確認の後、宣誓者の本人確認を行います。
- 本人確認後、当初の宣誓日付で再発行した宣誓書受領証を交付(原則として郵送)します。

(2) 宣誓事項の変更

- 宣誓書受領証の交付を受けた方は、氏名、住所、その他宣誓書等で宣誓した事項に変更があった場合は、届出が必要です。
- 「山梨県パートナーシップ宣誓事項変更届」(様式第5号)に変更内容が確認できる書類と既存の宣誓書受領証を添付して提出してください。
- この申請は郵送で行うことができます。県は、書類確認の後、宣誓者の本人確認(原則としてオンライン)を行います。
- 宣誓書受領証の記載内容が変更になる場合は、確認後、最初に申請した日付で再発行した宣誓書受領証を交付(原則として郵送)します。

- 宣誓書受領証の記載内容の変更がない場合は、確認後、宣誓書受領証を返却（原則として郵送）します。

(注) パートナーシップを解消された場合や双方が県内に住所を有しなくなった場合などは、以下の(3)により宣誓書受領証を返還してください。

(3) 宣誓証受領証の返還

- 以下のいずれかに該当する場合は、宣誓書受領証の返還が必要です。

- ① パートナーシップ関係が解消されたとき。
- ② 宣誓をすることができる方の要件を満たさなくなったとき。
- ③ 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
- ④ いずれか一方が死亡したとき。
- ⑤ 双方が宣誓書受領証の廃棄を希望するとき。

- 「山梨県パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」（様式第6号）により届けて、宣誓書受領証を返還してください。
- 宣誓者が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除きます。
- 本人確認（原則としてオンライン）を行いますので、6ページに掲げる本人確認書類の提示が必要です。

(4) 宣誓が無効となる場合

- 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宣誓が無効とします。
 - ① 宣誓の内容に虚偽があったとき。
 - ② 宣誓者が宣誓書受領証を不正に使用又は改ざんしたとき。
- 宣誓が無効とされた場合は、宣誓者は遅滞なく宣誓書受領証を返還しなければなりません。

5 Q & A

Q 1 山梨県パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか。

A 1 婚姻は民法等に定めのある法律行為であり、婚姻により民法上の親族となり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して、山梨県パートナーシップ宣誓制度をご利用したことにより、上記の法的権利や義務が生じることはありません。

Q 2 宣誓できるのは同性のカップルだけですか。

A 2 制度の利用にあたり戸籍上の性別は問いません。戸籍上の性別が異性のカップルであっても、一方又は双方が性的マイノリティの方で、他の宣誓要件を満たしていれば、宣誓することができます。

Q 3 男女の事実婚のカップルは宣誓することができますか。

A 3 性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由に人生を共にしたい人と暮らす上で、生きづらさを感じている方々（一方又は双方が性的マイノリティのお二人）を対象としているため、事実婚のカップルは対象外です。

Q 4 外国籍でも宣誓はできますか。

A 4 外国籍の方も、いずれか一方が県内に住所を有しているか、または県内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、住民票の写し（国内に居住している場合）の他、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q 5 外国で同性婚をしている二人でも宣誓はできますか。

A 5 同性婚が法制化されている国で同性婚をされているカップルや、外国で法制化されたパートナーシップ制度を利用されているカップルも届け出ることができます。

Q 6 養子縁組をしている二人でも宣誓できますか。

A 6 宣誓しようとしているお二人がパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合でも、その他の要件を満たしていれば、宣誓することができます。

Q7 県内に住んでいないと宣誓をすることはできませんか。

A7 いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は原則として3カ月以内に県内への転入を予定している転入予定者は宣誓できます。

Q8 転入予定者でも宣誓できるのはどうしてですか。

A8 入居する住宅の準備に期間を要する場合等が想定されるからです。（転入前に住宅を賃貸する場合、新築のために住宅ローンを申込み場合など）。このような場合には、「転入予定者受付票」を交付します。

なお、県外から転居し新たに住宅を建築するために、あらかじめ住宅ローンの借入などで証明が必要になる場合に、3か月では期間が短いという場合には、ご相談ください。

Q9 届け出る二人は、同居している必要はありますか。

A9 いずれか一方が県内に住所を有すること（転入予定を含む）を要件としていますので、その他の要件を満たしていれば、お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q10 山梨県パートナーシップ宣誓制度を利用するにあたって費用はかかりませんか。

A10 県に支払う手数料等の費用はかかりません。ただし、住民票の写し等の必要書類の発行手数料、郵送で届け出る場合の郵送料、本人確認にWeb会議システムを利用する場合のご自身の通信料、書類の提出や宣誓書受領証の交付を受けるために来庁する場合の交通費等は、宣誓者の自己負担となります。

Q11 手続には事前連絡等が必要ですか。

A11 宣誓の方法をご案内し、個人情報に配慮した上で、本人確認の日程等を調整する必要がありますので、事前連絡をお願いします。とりわけ急なご来庁には対応できない場合がありますので、ご承知おきください。

また、原則として郵送やインターネットを利用した手続を行います。郵送には日数を要しますので、交付を希望される日まで十分な余裕をもってご連絡ください。

Q12 事前調整、宣誓、本人確認等の手続ができるのは平日のみですか。

A12 事前調整のための電子申請は随時受け付けます（電子申請を受けて県からご連絡するのは、翌日以降開庁日*となります。）。

また、電話による事前調整とその他の手続は、県庁の開庁日の9時から17時までの間に対応させていただきます。

※県庁の開庁日は、祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜から金曜日です。

Q13 他自治体で宣誓（宣誓）済みですが、山梨県パートナーシップ宣誓制度を利用することはできますか。

A13 他自治体で宣誓された方も、同じパートナーであれば県制度で宣誓することができます。

Q14 山梨県パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証を示すことによって、県内の市町村や民間事業者のサービスを利用できますか。

A14 制度の趣旨に賛同する市町村や民間事業者が提供しているサービスがあります。（詳しくは、県のホームページに掲載する利用できるサービス一覧をご確認ください。）

Q15 サービスを利用する際に宣誓書受領証の提示は必要ですか。

A15 利用できるサービスには、宣誓書受領証の提示が必要なサービスもあれば不要なサービスもありますので、利用できるサービス一覧を参考としてください。なお、詳しくは、当該サービスを提供する県機関、市町村、各事業者にお問い合わせください。

Q16 サービスを受ける際に、宣誓書受領証を提示した先から県に確認の問い合わせがあった場合はどうするのですか。

A16 その際は、山梨県パートナーシップ宣誓制度の趣旨・目的を説明し、制度へのご協力とご理解を求めます。

市町村や事業者等から、宣誓者について宣誓の有無などの問い合わせを受けても、県は宣誓者の一切の情報をお答えしません（アウトティング被害を防止するため）。

Q17 宣誓は二人で行わないといけませんか。

A17 宣誓書には、原則としてそれぞれが自署してください。また、Web会議システムによるか対面で行うかに関わらず、本人確認においてはお二人ともに確認をさせていただきますので、必ずお二人で手続を進めていただくことが必要です。

Q18 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A 18 宣誓書等の書類の記入については、本人が自署できない場合にほかの方が代筆することが可能ですが、本人確認手続は他の方が代理して行うことはできません。

Q19 通称名を使用する場合は、通称名は何でもいいですか。

A 19 社会生活上で、日常的に使用している通称名としてください。

Q20 プライバシーは守られますか。

A 20 宣誓者のプライバシーを確保するため、原則として郵送又は Web 会議システムを活用した手続を担当する県職員のみが在籍する個室で行います。対面での手続を希望される場合には、個室スペースで手続を行うこととしています。

また、担当する県職員が手続に当たりますが、宣誓者の個人情報については、地方公務員法上の守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q21 宣誓書受領証はいつ交付されますか。

A 21 本人確認手続（Web 会議システムを利用）において、宣誓等に不備がないことや宣誓要件に該当していること等を確認の上、原則として郵送による交付とします（宣誓者のお手元に届くまでに数日かかります。）。

本人確認手続を対面で行う場合には、原則として即日交付することができます。詳細は、事前連絡の際か又はその後の打合せの際にご相談ください。

Q22 宣誓書受領証に有効期限はありますか。

A 22 宣誓書受領証に有効期限はありません。

Q23 県外に転出する場合、宣誓書受領証を返還する必要がありますか。

A 23 お二人とも県外に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届とともに宣誓書受領証を返還してください。

ただし、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除きます。

Q24 パートナーシップを解消した場合、宣誓書受領証を返還する必要がありますか。

A 24 パートナーシップ宣誓書受領証返還届とともに宣誓書受領証を返還してください。

Q25 パートナーが死亡した場合に、二人の関係を公的に証明するものが何もありません。宣誓書受領証を返還しないことはできますか。

A25 万一、パートナーが亡くなった場合にも、いったん宣誓書受領証は返還していただく必要があります。しかしながら、残されたパートナーの方が希望する場合は、返還していただいた宣誓書受領証に無効であることを明示した上で、返却することができます。

Q26 成りすまし等により悪用されませんか。

A26 県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

万一、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証の返還を求めます。

6 参考 山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例（令和5年山梨県条例第15号）に基づき、性の多様性を認め合い、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、共同生活を行うことを約束した、一方又は双方が「性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時の性と異なる者」である二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーシップにある二者が、互いにパートナーであることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件等)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 宣誓しようとする者のいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係る当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（共に宣誓しようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

- (2) 独身証明書又は戸籍抄本（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）（日本国籍を有していない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、宣誓をしようとする者がそれぞれ本人であることを明らかにするため、宣誓書を提出する時に、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 在留カード
 - (5) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (6) 前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて、通称名（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができる。

（県内への転入の届出）

第6条 第3条第2号に規定する者のうち、県内への転入を予定している者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

（パートナーシップ宣誓書受領証の交付）

第7条 知事は、第4条の規定により宣誓をした者が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓をした者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、県内への転入を予定している者には、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があつたときに、受付票と引き換えに、宣誓書の写し及び受領証を交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第8条 前条の規定により受領証及び宣誓書の写し（以下「受領証等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、紛失、毀損、汚損等により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損、汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添えなければならない。

- 2 前項の申請については、第4条第2項の規定を準用する。

(宣誓事項の変更の届出)

第9条 宣誓者は、住所、氏名、その他宣誓書又は受領証の記載事項に変更があった場合(第10条の規定により返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)に変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の届出には、第4条第2項の規定を準用する。

3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を、変更前の受領証と引き換えに、交付するものとする。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)に受領証等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、宣誓が無効とした場合、受領証の返還を求めるものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第12条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(施策の推進にあたっての配慮等)

第13条 施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市町村、事業者及び団体との連携協力を努めるものとする。

2 パートナーシップの関係にある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信に努めるものとする。

(他の自治体との連携)

第14条 知事は、制度の趣旨に鑑み、利便性を向上するため、協定を締結するなど、県内市町村や他都道府県と連携することができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、多様性社会・人材活躍推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(表面)

パートナーシップ宣誓書

私たちは、山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いをその人生のパートナーであることを宣誓します。

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

- ※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。
- ※ お預かりした個人情報、宣誓の有無等について、利用可能な行政サービスを所管する県の担当課から確認を求められた場合や、犯罪捜査において捜査担当に開示を求められた場合以外に、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県関係での記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	

交付日	年	月	日
番号	第	号	

受付印

(裏面)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同制度要綱の規定を守ることを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍等に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。宣誓の有無等について、利用可能な行政サービスを所管する県の担当課から確認が求められた際は、回答することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな
氏名

ふりがな
氏名

(通称)

(通称)

(電話番号)

(電話番号)

(メールアドレス)


(メールアドレス)

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当する内容の□に「レ」を付けてください。)
(関係性) 第2条第1号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係	□左記に該当します。 □左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓する当日において、成年に達していること	□左記に該当します。 □左記に該当しません。
(居住要件) 第3条第2号	下記のいずれかに該当すること	
	①少なくともいずれか一方が県内に住所を有している。	□①に該当します。 該当者： □①に該当しません。
	②少なくともいずれか一方が県内への転入を予定している。	□②に該当します。 該当者： 転入予定日： □②に該当しません。
(独身要件) 第3条第3号	現に婚姻していないこと 現に宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと	□左記に該当します。 □左記に該当しません。
(近親者でない) 第3条第4号	宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。	□左記に該当します。 □左記に該当しません。

(内側)

第 号	
山梨県パートナーシップ宣誓書受領証	
山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。	
宣誓者(本人)	宣誓者(パートナー)
_____ 様	_____ 様
令和 年 月 日	山梨県知事 長崎 幸太郎
	公印
<p>このカードは、人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓されたことを山梨県として証するものです。</p> <p>受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この制度を利用する方の性の在り方(性的指向・ジェンダーアイデンティティ)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはできません。</p>	
【特記事項】 氏名(いずれか又は双方が通称を使用している場合の戸籍等の記載氏名) (本人) _____ (パートナー) _____	
【発行】 山梨県男女共同参画・外国人活躍推進課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 電話 (055) 223-1358 FAX/FD: danjo-gaikoku@pref.yamanashi.lg.jp	

(外側)

<p>・急病や怪我等で万が一の場合、以下の者へ連絡してください。</p> <p>(パートナー氏名) _____</p> <p>(連絡先) _____</p> <p>・平常時及び緊急時において、1. 以下の者の面会を受けること、2. 以下の者に対して症状説明をすること、3. 手術や必要な治療方針の同意を以下の者から取得することに同意します。</p> <p>(パートナー氏名) _____</p> <p>(本人自署欄) _____</p>	
--	---

備考

特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

転入予定者受付票

以下のとおり、山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名 (通称) 氏名 (通称)
連絡先	

※ 本票に山梨県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※ 期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

【お問い合わせ先】

山梨県男女共同参画・外国人活躍推進課
電話番号：055-223-1358

受付印

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

山梨県知事 殿

_____年 ____月 ____日付で交付されました、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により申請します。

再交付を希望する理由該当する理由の□に「レ」を付けてください。）

- 紛失
 毀損
 その他 (_____)

申請日 _____年 ____月 ____日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

- ※ 申請者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。
※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県関係での記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 (_____)	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 (_____)	

交付日	年 ____月 ____日
番号	第 _____号

受付印

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証を

- 返還します。
- 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（該当する理由の□に「レ」を付けてください。）

- 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
- 双方が県内に住所を有しなくなった。
- 当事者の死亡
- 要綱第11条の規定により、宣誓が無効となった。

届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

以下は、県関係での記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	

受理日	年 月 日
番号	第 号

受付印

山梨県パートナーシップ宣誓制度の手引き
発行 令和5年11月（初版）

お問い合わせ先

山梨県 男女共同参画・外国人活躍推進課

電 話 055-223-1358（直通）

ファクシミリ 055-223-1320

電子メール danjo-kyosei@pref.yamanashi.lg.jp